



常任委員会だより



総務常任委員会に付託された案件は条例案一件、補正予算案三件、その他二件、陳情五件である。

仙北市市税条例の一部を改正する条例制定について

問 都市計画税の廃止については、十分な議論をしないまま今日に至っていると思うが。

答 合併時に「将来は廃止の方向で検討する」と方向付けしていた事を受け、不均一課税を解消する為に今回提案したものである。

問 都市計画区域の今後の整備はどうなるのか。

答 事業区域として一般財源、起債、補助金で対応する。

要望 田沢湖、西木地区の方々にも都市計画用途区域

等についての説明を、市の広報に載せるなどして理解を求めてもらいたい。

仙北市一般会計補正予算
地方交付税について

問 普通交付税は確定したが、保留分七千七百四十六万円はどのようにして分割するのか。又特別交付税は今後補正等ないのか。

答 各施設の維持管理費（燃料、電気、ガス等含む）が若干不足すると予想されるのでそれらに充当する予定である特別交付税については、三月に決定しないと額が把握できないことから、当初予算のままの状態である。

職員給与と費について

問 行政改革大綱に基づく今後の職員の適性化計画の概要について、具体的な数値まで出来上がっているのか。

答 先般リサーチした内容で、更に内容を精査し成案にしたい。今月中（十二月）にまとめて一月中には計画等を示した中で、議会と意見交換の場をもちたい。行政改革大綱の期間が五年間なので、それぞれの項目に

ついて年次毎に数字で表すものは表したいと考えている。

債務負担行為

問 かくのたて特設馬術競技会場整備事業の追加について、年度繰り越しされ、次年度にまたがるが、それに伴い工期も延長されたが変更契約はしているか。

答 変更部分は工期の部分だけで、市の方から工期延長した十八年度予算に計上されていたが、完成が十九年六月までで、年度がまたがるので、債務負担行為をした。

集中管理特別会計補正予算

問 早期退職を募ったのか。その結果四名の方が申し込まれたのか。

答 募った訳ではない。それぞれの方々の都合で退職されている。

退職勧奨はしたのか。

答 三町村合併前に特別昇給があり、十七年度退職者については適用する取り決めによって、特別昇給を課して退職した。但し、十八年については国、県等の特昇は廃止しているので仙北市

でも行われない。しかし、自己都合の場合は支給率が低く勧奨扱いにする率が高いので、勧奨制度は残している。

仙北市生保内財産区特別会計補正予算

問 分収林組合は山をもって、何人くらいで組織されているか。

答 生保内財産区が所有している土地に分収林組合の方々が植林する制度で、今回係わる組合は一組合で九名。契約を交している分収林組合は二十八組合ある。

付託案件の採決

議案六件は原案通り全会一致で可とし、陳情一件を採択他四件を継続審査とした。

